



令和7年

秋の全国交通安全運動

期間

令和7年9月21日(日)から令和7年9月30日(火)までの10日間

9月30日(火)は「交通事故死“ゼロ”を目指す日」です

運動のスローガン

見えないを 見えるに変える 反射材



「つける」「見つける」
反射材とライトで安全確保

秋 9月30日必は「交通事故死ゼロを目指す日」
の全国交通安全運動

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(火)



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



内閣府交通安全オフィシャルサイト



内閣府

年間スローガン

わたります 止まるやさしさ ありがとう

運動の重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



キビタン©福島県

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の重点



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- ・道路を横断する時は、横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、手を上げるなど、運転者に横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。
- ・夜間など、外出する際、夜光反射材や明るい衣服を着用し、周囲に自分の存在を効果的にアピールし事故を防ぎましょう。



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ・ながらスマホ、飲酒運転、あおり運転は、自分だけでなく周りの人も巻き込む重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることを認識し、「しない」「させない」を徹底しましょう。
- ・日没が早まる季節、夕暮れ時に歩行者の道路横断中の交通事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ・上向きライト（ハイビーム）は歩行者の早期発見に効果的です。対向車や先行車などがいない時は積極的に使用しましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ・令和8年4月1日から、自転車にも交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。信号の遵守、一時停止の徹底などの「自転車安全利用五則」に則った基本的なルールを守り、安全で安心な利用を心がけましょう。
- ・自転車の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」は交通事故につながる大変危険な行為です。絶対にやめましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

高齢者の交通事故防止について

- ・加齢に伴う身体機能の変化により、運転に不安がある時は、安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル#8080（シャープハレバレ）などに相談しましょう。
- ・運転卒業サポート、自治体などの支援施策の利用や、家族などのサポートに基づいた運転免許証の自主返納について検討してみましょう。
- ・自動ブレーキなどの安全運転支援装置が設置された安全運転サポート車への乗り換えや、既存の車へのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置を検討してみましょう。

県内の交通事故発生状況

区 分	発生件数	死亡事故		負傷者	飲酒事故 (人身)	飲酒事故 (物損)
		件 数	死者数			
令和7年 (7月末現在)	1,930件	29件	30人	2,362人	24件	111件
令和6年 (7月末現在)	1,551件	27件	27人	1,823人	24件	131件
令和5年 (7月末現在)	1,603件	30件	33人	1,865人	35件	165件

秋口以降、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあります。交通ルールをしっかりと守り、安全確認を徹底して交通事故を防ぎましょう。



交通安全！

飲酒運転で事故を起こせば、
危険運転致死傷罪が
適用されることがあります！

危険運転致死傷罪の罰則

- ◆人を死亡させた場合…**最長20年の拘禁刑**
- ◆人を負傷させた場合…**最長15年の拘禁刑**

※「危険運転致死傷罪」が適用されない場合には、「過失運転致死傷罪（罰則…7年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金）」が適用されます。



ドライバー
は…

飲んだら乗らない

厳禁！厳罰！
飲酒運転！！

飲酒運転を助長しない

飲んだ人に
運転させない！

- ★お酒を飲んだ人に車を貸す行為、
飲酒運転の車に同乗する行為も、厳しく
罰せられます。

車両の提供・同乗は… **厳罰！**

ドライバーが酒酔い運転をした場合

- 車両の提供者 罰則…**5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金**
- 同乗者 罰則…**3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

ドライバーが酒気帯び運転をした場合

- 車両の提供者 罰則…**3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**
- 同乗者 罰則…**2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金**

事故を起こさなくても… **厳罰！**

■免許の停止、取消し処分を受ける！

- 酒酔い運転 違反点…**35点**→免許取消し・欠格期間3年
 - 酒気帯び運転 違反点…**25点**→免許取消し・欠格期間2年
- ※呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満の酒気帯びの場合は、13点（免許停止90日）

■罰金や拘禁刑を科される！

酒酔い運転
罰則…**5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金**

酒気帯び運転
罰則…**3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金**



運転する人に
飲ませない！

- ★車を運転すると知りながらドライバーに酒類を提供する行為は、飲酒運転と同様に厳しく罰せられます。

※飲食店では…アルコールを注文した客に運転の予定はないか確かめる一、車で来店した客には酒類を提供しない一など、飲酒運転の防止に努めましょう。

酒類の提供は… **厳罰！**

ドライバーが酒酔い運転をした場合

罰則…**3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

ドライバーが酒気帯び運転をした場合

罰則…**2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金**

※酒酔い運転…飲酒量にかかわらず、言語動作が正常でないなど、いわゆる酩酊状態で運転する行為 ※酒気帯び運転…呼気1ℓ中0.15mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

※道路交通法等の一部改正により、罰則規定の「懲役」「禁錮」が令和7年6月1日から「拘禁刑」に変更。

UD FONT ●このチラシの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。（インターネット上の掲載を含む）

©SIGNAL0952025G2777

(一社)福島県安全運転管理者協会
福島県警察本部

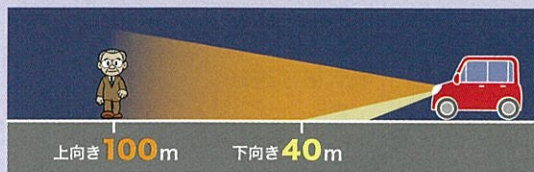
夜間の事故防止に...

上向きライトを活用!



夜間の対歩行者死亡事故の多くは、
車のライトを上向きにしていたら衝突を避けられた可能性が高い...

※警察庁の調査分析資料による



上向きライトは、
下向きの2倍以上も先を照らします!
だから、上向きライトで走行していれば...

道路を横断する歩行者や自転車を
より遠くから発見できます



カーブなど、道路の先の状況を
早めに察知できます



▶こんな状況では、ライトを下向きに切り替え!

交通量の多い市街地



対向車がくるとき



先行車の直後



夕暮れ時はヘッドライトを早めに点灯!

自車の存在を他車や歩行者・自転車にアピールしましょう!

UD FONT ●このチラシの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。(インターネット上の掲載を含む)

©SIGNAL095202SG2769

(一社)福島県安全運転管理者協会
福島県警察本部